



平成 18 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社ミスミグループ本社
代 表 者 名 代表取締役社長 三枝 匡
(コード番号:9962 東証第一部)
責任者役職名 経営総務室長 小沢 幸雄

取締役に対するストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 23 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条、第 240 条および第 361 条第 1 項第 3 号の規定に基づき発行する新株予約権の具体的な内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

(1) 新株予約権の名称
株式会社ミスミグループ本社 新株予約権(取締役用)

(2) 新株予約権の総数

929 個とする。(新株予約権 1 個につき当社普通株式 100 株。ただし、下記(3)に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 9 万 2,900 株とする。

ただし、当社が普通株式の分割、株式無償割当てまたは併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

1 株あたり 2,087 円

上記金額は平成 18 年 6 月 22 日現在の当社株価に基づきブラック・ショールズ・モデルによって算出した価格です。

(5) 新株予約権を割当てる日

平成 18 年 7 月 12 日

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株あたりの金銭の額を 1 円とし、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権の行使期間

平成19年7月1日から平成20年6月30日まで

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金増加額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の行使条件

上記(7)の行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた当社取締役は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から2年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとし、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

(10) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(12) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権の割当てを受けた者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 割当対象者

当社取締役の合計6名に割当てる。

【ご参考】

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成18年5月22日

(2) 定時株主総会の決議日 平成18年6月23日

以上